

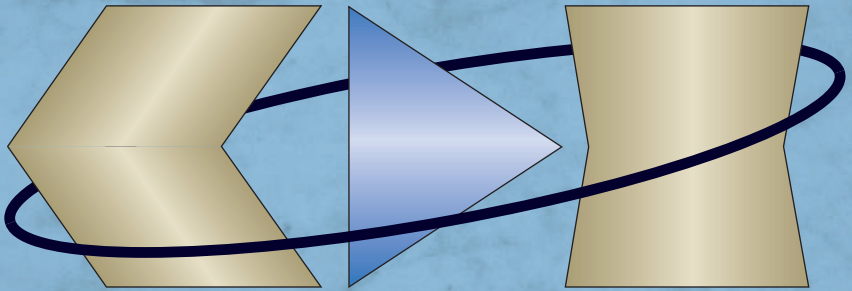
令和2年10月改訂版

実務家のための

相続税 ハンドブック

税理士 杉田宗久 編著

- 民法の基礎知識
- 相続税・贈与税
- 財産評価
- 所得税（準確定申告）
- 相続時精算課税
- 事業承継税制（法人版・個人版）



コントロール社

目 次

令和2年10月改訂版

実務家のための 相続税ハンドブック

相続税の速算表・贈与税（暦年課税）の速算表・相続と生前贈与の税率比較 相続税額の早見表	1
■相続税の計算のあらまし	2
■相続税の計算例	3
令和2年度の主な改正事項（配偶者居住権含む）	8

民法の基礎知識

■相続開始の時期	10
■相続人の範囲	10
■相続順位	10
■養子・特別養子	10
■嫡出子・非嫡出子	11
■法定相続分	11
■親族の範囲	12
■相続の承認・放棄	13
■相続人の不存在	14
■遺産分割	14
■平成30年民法改正	15
■遺言	15
■配偶者短期居住権	17
■配偶者居住権	17
■遺留分	18
■共同相続における権利の承継の対抗要件	19
■特別の寄与	19
■戸籍	19
■遺留分に関する民法の特例	20

準確定申告等

■所得税の準確定申告等	25
-------------	----

相続税

■納税義務者	27
■法人等に対する贈与又は遺贈	28
1. 法人等に対して遺贈があった場合	28
2. 相続財産を贈与した場合	29
3. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭についての非課税	30
4. 法人等に財産を贈与又は遺贈した者に対する課税	30
5. 措置法第40条と第70条の比較	31
■申告書の提出期限・提出先・添付書類	32
■課税財産と非課税財産	34

■相続税の申告のための確認資料	35
■財産の所在の判定	38

財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利	39
1. 通則	39
2. 宅地	40
3. 農地	52
4. 山林	54
5. 雑種地	55
■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	57
■借地権・定期借地権などの評価	68
■家屋等の評価	75
■構築物の評価	77
■果樹等及び立竹木の評価	77
■動産等の評価	79
■未支給年金等・売買契約後の相続開始・未収法定果実	83
■上場株式の評価	84
■気配相場等のある株式の評価	86
■取引相場のない株式の評価	87
1. 取引相場のない株式の評価方式の判定	87
2. 株主の判定	88
3. 会社規模の判定	92
4. 純資産価額方式	96
5. 類似業種比準価額方式	101
6. 特定の評価会社	107
7. 一般の評価会社の評価方法	110
8. 株式等保有特定会社	111
9. 種類株式の評価	114
■株式に関する権利の評価	117
■出資等の評価	118
■公社債等の評価	120
1. 公社債	120
2. 貸付信託受益証券	122
3. 証券投資信託受益証券	122
4. 不動産投資信託証券（J-REIT）	122
■ゴルフ会員権の評価	123
■貸付金債権の評価	123
■預貯金の評価 ■邦貨換算	124
■家族名義の預金等	125
■生命保険金等	128
1. 生命保険契約等に関する課税関係	128
2. 生命保険契約に関する権利	129
3. 生命保険金等	129
4. 定期金に関する権利	131
5. 保証期間付定期金に関する権利	132
6. 契約に基づかない定期金に関する権利	132

■退職手当金等	133
■信託に関する特例	136
■特別寄与者が特別寄与料の支払を受けた場合	137
■葬式費用	138
■債務控除	139

相続税（税額計算等）

■相続開始前3年以内の贈与財産と贈与税額控除	141
■遺産に係る基礎控除	143
■各人ごとの相続税額	144
■配偶者の税額軽減	146
■未成年者控除	149
■障害者控除	150
■相次相続控除	152
■外国税額控除	154
■未分割の場合の申告手続き	155
■相続税の期限後申告等	160
■延納	161
■物納	169
■連帯納付義務	183
■農地等に係る納税猶予の特例	184
■相続税における重加算税の取扱い	195
■国外財産調書・財産債務調書	197
■相続財産の譲渡	199

贈与税（暦年課税）

■納税義務者	200
■贈与による財産の取得時期	201
■贈与税の課税財産（本来の贈与財産・みなし贈与財産）	202
■使用貸借による土地の借受けがあった場合	204
■非課税財産	205
■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	206
■直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税	208
■直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税	210
■贈与税の配偶者控除	216
■外国税額控除	217
■贈与税の計算	218
■申告・納税・開示	219

相続時精算課税制度

1. 概要	221
2. 適用対象者の要件	221
3. 適用手続	221
4. 相続時精算課税制度に係る贈与税	223
5. 相続時精算課税制度における相続税額の計算	223
6. 相続税納税の権利義務の承継	225
7. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税	226

法人版 特例事業承継税制

■特例措置と一般措置の比較	227
■特例事業承継税制における用語	227
■適用対象となる中小企業者の範囲	227
■特例承継計画の提出・確認	228
■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例	228
■非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例	237
■担保の提供	245
■資産保有型会社・資産運用型会社	247

個人版 事業承継税制

1. 個人版事業承継税制の概要	250
2. 特定事業用資産	250
3. 贈与税の納税猶予及び免除	250
4. 先代事業者が死亡した場合の相続税の納税猶予	253
5. 相続税の納税猶予及び免除	253

その他

■被相続人・相続人の税務手続	255
■和暦・西暦換算表	256
■・尺貫法の換算 ・不動産取得税の税率 ・登録免許税の税率	257
■相続開始後の申告手続スケジュール（非上場株式等のない場合）	258

— 凡 例 —

法	相続税法	通法	国税通則法
令	相続税法施行令	措法	租税特別措置法
規	相続税法施行規則	措令	租税特別措置法施行令
相基通	相続税法基本通達	措規	租税特別措置法施行規則
評基通	財産評価基本通達	措通	租税特別措置法関係通達
民	民法	所法	所得税法
法法	法人税法	所令	所得税法施行令
法令	法人税法施行令	所基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達	消法	消費税法
円滑化法	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律		
円滑化規	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則		
国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律		

本書の利用にあたって

本書は、ある程度相続税法についての基礎的な知識を有しておられる方が、実務をされるときに、少しでもお役に立つことを目的として作られています。そのため、ハンディタイプにし、また、図表などを多く用いています。もとより税法の詳細な解説を行うものではありません。

また、本書は令和2年10月1日現在の法令に基づいています。なお、ご利用にあたっては法令集などにより、ご確認いただきたいと思います。

掲載されている各項目については筆者が今までの申告実務に際して必要性を感じたものを特に詳しく解説していますが、読者の方々のご意見ご要望をできるだけたくさん頂き、改訂を重ねていきたいと思っています。

民法の基礎知識

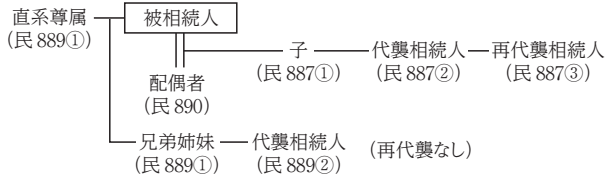
■相続開始の時期

(民31)

(民32の2)

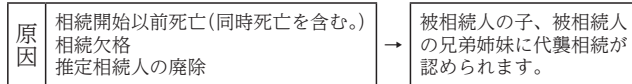
- 自然的死亡 { 現実の死亡事実発生時
認定死亡→戸籍記載の死亡時点
※認定死亡…震災や洪水などで死亡したことが確実でありながら死亡の確認ができないときには、警察署等が市町村に死亡報告をし、戸籍簿に死亡の記載がされます。
- 失踪宣告 { 普通失踪→7年間の失踪期間満了の時に死亡とみなす
危難失踪→危難の去った時に死亡とみなす
(危難(地震や火災など)が去ってから1年間の生死不明のときに失踪宣告)
- 同時死亡の推定…死亡の先後関係が明らかでないときには、同時に死亡したものと推定されます。

■相続人の範囲



①子・直系尊属…実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別による差はありません。

②代襲相続



(民886)

- ③再代襲は被相続人の子についてのみ(兄弟姉妹の代襲相続は一代限り。)
- ④相続開始時に胎児であった者については、既に生まれたものとみなされます。ただし、死産の場合にはこの規定は適用されません。

■相続順位

- 第1順位… 子及び代襲相続人 + 配偶者
- 第2順位… 直系尊属(親等の近い順) + 配偶者
- 第3順位… 兄弟姉妹及び代襲相続人 + 配偶者

■養子・特別養子

	特別養子	普通養子
養親の制限	25歳以上と20歳以上の夫婦で共に養親	20歳以上である者
養子の制限	原則として15歳(令和2年3月31日以前は6歳)未満	養親より年少者
縁組の手続き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年者でなければ当事者の届出のみ
実親等の同意	実父母の同意が必要	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾をする。
親子関係	実方との親族関係は終了する。	実方の親族関係は存続する。
戸籍の記載	養子との文言の記載がない。	養子と明記される。
離縁	家庭裁判所の審判が必要 養親からの請求不可	当事者の協議で可能。養子、養親のいずれでも訴え提起可

(民809)

被相続人の養子は、縁組の日から養親(被相続人)の嫡出子としての身分を取得します。

(民817の9)

夫婦は共同して養子縁組をしなければなりません。単身時代に縁組をした場合には、夫婦の一方だけの養子となります。特別養子制度は実方の親子関係が終了します。普通養子は実父母との親子関係が維持され

■嫡出子・非嫡出子

るので、実父母に相続が開始した場合にも相続権を有します。特別養子は、実父母に相続が開始しても相続権はありません。

嫡出子 → 法律上の婚姻関係にある男女を父母として生まれた子。(養子は養子縁組によって養親の嫡出子となる。)

非嫡出子 → 法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子。母子関係は分娩の事実により認め、父子関係は認知によって生じる。非嫡出子も準生(婚外子が婚内子たる身分を取得する制度)によって嫡出子となることができる。

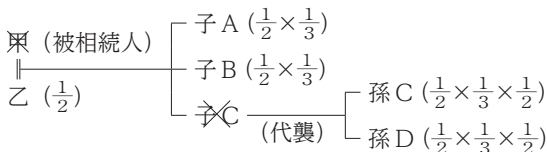
○平成25年9月5日以後開始の相続については、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等(平成25年9月4日までは非嫡出子の相続分は嫡出子の $\frac{1}{2}$)

(参考) 最高裁判所(平成25年9月4日)決定

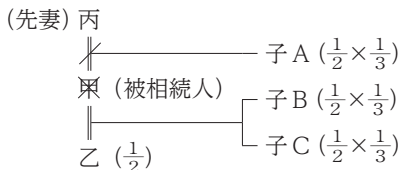
- 1 平成25年12月5日改正前民法900条4号ただし書の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の $\frac{1}{2}$ とする部分は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していた。
- 2 本決定の違憲判断は、本決定までの間に開始された相続につき、民法の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の $\frac{1}{2}$ とする部分を前提としてされた遺産分割の審判その他の裁判・遺産分割協議等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない。

■法定相続分
(民900、901)

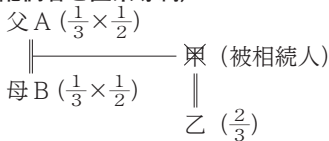
第1順位(配偶者と子)



- ※子、直系尊属又は兄弟姉妹が2人以上のときは、各自の相続分は均等
- ※代襲相続人の相続分は、その被代襲者の相続分と同じで、代襲相続人が2人以上いるときは、各自の相続分は均等
- ※被相続人の養子は、縁組みの日から養親の嫡出子としての身分を取得します。養子となった人に養子縁組前に既に子がいた場合、養子の効力は縁組前にさかのぼらないため、被相続人とは血縁関係が繋がらず代襲相続人にはなりません。



第2順位(配偶者と直系尊属)



準確定申告等

準確定申告等

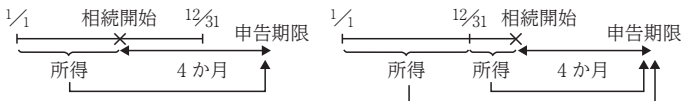
■所得税の準確定申告等

(申告期限等)

①被相続人が給与所得者（1か所からの給与）の場合→年末調整（準確定申告不要）

②①以外で確定申告義務がある場合→死亡の年の1月1日から死亡日までの所得を確定申告（準確定申告）

死亡した者の相続人は、準確定申告書を、相続の開始があったことを知った日の翌日から**4か月以内**に、被相続人の納税地の所轄税務署長に提出します。純損失の繰戻し還付請求書も同様です。なお、還付申告の場合には、還付請求権の時効前（5年以内）であれば、いつでも提出できます。また、消費税の準確定申告書（付表6を添付）も、同じく4か月以内に提出します。



(付表)

準確定申告は、通常の確定申告書に、「所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」を添付します。記載事項は次の通りです。

- ① 各相続人の氏名及び住所、被相続人との続柄
- ② 民法の規定による相続分、相続などにより取得した財産の価額（確定していない場合には、「集計中」などと記載）
- ③ 限定承認をした場合にはその旨
- ④ 相続人が2人以上の場合は、被相続人の所得税を②の相続分（通常は、法定相続分）により各相続人に按分した金額（100円未満の端数切捨て。還付申告は円単位まで。）
→その後、分割が確定し、付表に記載した相続分と実際の取得割合が異なった場合でも、④の各相続人に按分した金額の修正は不要です。

(相続税)

準確定申告による納付すべき税額は相続税では債務控除し、還付税額は未収入金として相続財産に計上します。

①賃貸料

所得税での計上時期		相続財産への計上			
契約等により支払日が定められている場合	支払日	相続開始日が			
		約束手続日より前		約束手続日より後	
継続的な記帳に基づいて前受未収の経理をしている場合	貸付期間に对应	未入金	入金済	未入金	入金済
			⊕現金 △前受金	⊕未収入金	▶(現金)

②固定資産税

所得税			相続税
納税通知の時期	被相続人の準確定申告	相続人の確定申告	1月1日に納税義務が確定 ↓ 相続開始時において未払いのものを債務控除
相続開始前	選択 { 全額必要経費 納期到来分を必要経費 } { 実際納付額を必要経費 }	被相続人の準確定申告で必要経費に算入した部分以外は、相続人の必要経費	
相続開始後	必要経費算入不可	選択 { 全額 納期到来分 } { 実際納付額 }	

③借入金利息

- ・相続開始までの期間分→被相続人の必要経費
- ・相続開始後の期間分→ { 相続人が承継した事業に対応する部分→相続人の必要経費
上記以外 →家事費

④事業税

相続人が事業を承継しない	(i) 事業廃止年分(相続開始年分)に課税見込額を準確定申告の必要経費に算入(所基通37-7)
	$\text{※課税見込額} = \frac{\text{課税見込額控除前のその年分の事業に係る所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{△事業主控除額} \times (\text{死亡までの月数} / 12)}{1 + \text{事業税の税率}}$
	(ii) 事業税の賦課決定時に準確定申告の更正の請求(所法63,152)
	(iii) 準確定申告の申告期限から1年以内に更正の請求(通法23①)
事業的規模以外	準確定申告の申告期限から1年以内に更正の請求
相続人が事業を承継する	事業税の賦課決定時に相続人の必要経費に算入

⑤消費税

相続人が事業を承継しない	相続人が被相続人の相続開始年分の消費税の申告を行い、納付税額は準確定申告において必要経費に算入します。
相続人が事業を承継する	(原則) 申告書が提出された日の属する年分の相続人の必要経費 (例外) 未払金に計上して被相続人の相続開始年分の必要経費

⑥譲渡所得

(所基通36-12)

R2.11.20	R2.12.3	R3.1.1	R3.1.31
(被相続人) 土地売買契約	相続開始	(相続人) 土地引渡し	

- (原則) 引渡日の属する年分の相続人の確定申告(令和3年分)
- (例外) 契約日の属する年分の被相続人の準確定申告(令和2年分)

- ・申告年分によって税率や特別控除が相違する場合には、引渡年分か契約年分かによって税額に差が生じます。
 - ・契約年分により被相続人の準確定申告とした場合には、翌年1月1日には被相続人がいないので翌年分の住民税負担がなくなります。
- (所得税) 「個人事業の開廃業等届出書」(所法229) → 相続開始日から1月以内
(消費税) 「個人事業者の死亡届出書」(消法57①四) → 速やかに
(所得税) 「個人事業の開廃業等届出書」 → 1月以内
「青色申告承認申請書」(所法144)

〔提出書類〕
被相続人に関する届出
相続人に関する届出



(提出期限)

原則	既に事業を営んでいる場合	青色申告をしたい年の3月15日まで
	その年1月15日以前に事業を開始した場合	
	その年1月16日以後に事業を開始した場合	事業を開始した日から2か月以内
被相続人が青色申告・相続人が事業承継する場合	相続開始がその年1月1日から8月31日まで	相続開始の日から4か月以内
	相続開始がその年9月1日から10月31日まで	その年の12月31日まで
	相続開始がその年11月1日から12月31日まで	翌年2月15日まで

- 「青色事業専従者給与に関する届出書」(所法57②)
上表の原則の場合と同様(相続の場合の規定なし)
- (減価償却方法) 被相続人の選択していた償却方法は相続人に引き継がれません。相続による承継も「取得」に含まれるため、建物については定額法が強制されます。
- (消費税) 消費税課税事業者届出書 → 速やかに
課税事業者選択届出書、簡易課税選択届出書 → 相続開始の年の12月31日まで

相続税

■ 納税義務者

1. 納税義務者

(法1の3)

右図は平成30年4月1日以後の相続開始についての図です。

※個人とみなされる納税義務者(法66①②④)は次ページ参照

		相続人		国内に住所		
				あり		なし
		一時居住者以外	一時居住者	日本国籍		
				あり		なし
被相続人				10年以内に住所あり	10年以内に住所なし	
国内に住所	あり	一時居住被相続人		③		④
	なし	10年以内に住所あり		①	②	
		日本国籍なし		③ 非居住被相続人		
	10年以内に住所なし					④

- 一時居住者とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有する者であって、その相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- 一時居住被相続人とは、相続開始の時ににおいて在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその相続に係る被相続人であってその相続開始前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- 非居住被相続人とは、相続開始の時ににおいて、国内に住所を有していなかったその相続に係る被相続人であって、(ア)その相続開始前10年以内のいずれかの時ににおいて国内に住所を有していたことがあるもののうち、そのいずれの時ににおいても日本国籍を有していなかったもの、又は、(イ)その相続開始前10年以内のいずれの時ににおいても国内に住所を有していたことがないもの、をいいます。

課税財産	相続人の住所		
	国内	国外	
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

(注) 相続等により財産を取得した時ににおいて日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることとなります。

(納税義務者の相続税法の適用関係)

納税義務者	①居住無制限	②非居住無制限	③居住制限	④非居住制限
債務控除(法13)	法13①各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分		法13②各号に定めるものの金額のうち、その者の負担に属する部分	
配偶者控除	○	○	○	○
未成年者控除	○	○	×	×
障害者控除	○	×	×	×
外国税額控除	○	○	×	×
納税地	住所地※	法62②適用有り※	住所地※	法62②適用有り

※法附則(昭和25年法律第73号)第3項の適用がある場合を除きます。

■法人等に対する贈与又は遺贈

1. 法人等に対して遺贈があった場合

(1) 法人等に対して遺贈があった場合の課税関係

遺贈者の課税	受遺者の課税
<p>個人 → 遺贈</p> <p>みなし譲渡所得課税 (被相続人に課税) (所法59①一)</p>	<p>普通法人(持分の定めのある社団である医療法人を含みます)</p> <p>①法人税の課税(法22②) ②同族会社の場合で株式等の価額が増加したときは、増加した部分は他の株主等にみなし遺贈(法9、相基通9-2)</p>
<p>個人 → 遺贈</p> <p>みなし譲渡所得課税 (被相続人に課税) (所法59①一)</p>	<p>代表者又は管理人の定めのある人格なき社団又は財団</p> <p>①相続税課税(法66①) ②公益事業を行う者が公益事業用財産を取得した場合は非課税(法12①三)</p>
<p>個人 → 遺贈</p> <p>〈原則〉みなし譲渡所得課税 (被相続人に課税) (所法59①一)</p> <p>〈特例〉国税庁長官承認 →譲渡所得非課税 (指法40)</p>	<p>公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人</p> <p>①収益事業による所得のみ法人税課税 ②相続税の不当減少となる場合は相続税課税(法66④)</p>

(2) 遺贈を受けた代表者または管理人の定めのある人格のない社団又は財団について相続税が非課税となる場合の要件(法12①三、令2)(昭39直審(資)24「2」)

①宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者であること。

(事業の種類)

- (i)社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業
- (ii)更生保護事業法第2条1項に規定する更生保護事業
- (iii)学校教育法第1条に規定する学校教育又は学校教育に類する教育を行う事業
- (iv)育英事業
- (v)科学技術に関する知識の普及又は学術の研究に関する事業
- (vi)図書館若しくは博物館又はこれらに類する施設を設置運営する事業
- (vii)宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業
- (viii)保健衛生に関する知識の普及その他の公衆衛生に寄与することとなる事業
- (ix)政治資金規正法第3条に規定する目的のために政党、協会その他の団体の行う事業
- (x)公園その他の公衆の利用に供される施設を設置運営する事業
- (xi)児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業
- (xii)認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園を設置し、運営する事業
- (xiii)上記事業を直接助成する事業

(事業を行う者の要件)

- (i)役員等の機関構成、選任方法その他運営の基礎となる重要事項について特定の者の意思に従ってなされている事実がないこと。
- (ii)特定の者に対し施設の利用、余裕金の運用等につき特別の利益を与える事実がないこと。

財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利

<p>1. 通則</p> <p>(1)評価の手順</p> <p>(2)土地の評価上の区分 (評基通7)</p>	<p>①資料収集…登記事項証明書、固定資産税課税台帳、公図、実測図、地番図、住宅地図、都市計画図、賃貸借契約書など</p> <p>②地積の確定…実測図がないときは（概算）測量などにより地積や接道距離、奥行距離を求めます。</p> <p>③地目の判定…登記簿上の地目ではなく現況の用途によります。</p> <p>④評価単位の判定…利用の単位となっている1画地ごとに評価します。</p> <p>土地の価額は次に掲げる地目（用途）の別に評価します。ただし、一体として利用されている一団の土地が2以上の地目からなるときは、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとしてその一団の土地ごとに評価します。（評価時点の現況により判定します。）</p> <p>①宅地 ②田 ③畑 ④山林 ⑤原野 ⑥牧場 ⑦池沼 ⑧鉱泉地 ⑨雑種地（不動産登記事務取扱手続準則第68条・第69条に準じます。）</p>
--	--

(3)評価単位（評基通7-2）

	評価単位	市街地にある場合の評価単位
宅地	1画地の宅地	（1画地は、相続・遺贈による取得者ごとに判定します。）
田及び畑	1枚の農地＝耕作の単位となっている一区画の農地	市街地周辺農地や市街地農地及び生産緑地は、それぞれ利用の単位となっている一団の農地。
山林	1筆の山林	市街地山林は利用の単位となっている一団の山林。
原野	1筆の原野	市街地原野は利用の単位となっている一団の原野。
牧場及び池沼	原野に準ずる	原野に準ずる。
鉱泉地	1筆の鉱泉地	—
雑種地	利用の単位となっている一団の雑種地	宅地と状況が類似する雑種地が、市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域にある場合で、2以上の評価単位により一団となりその形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合は、その一団の雑種地ごとに評価します。

- ※1 贈与、遺産分割等による宅地の分割が親族間等で行われた場合において、例えば分割後の画地が宅地として通常の用途に供することができないなど、その分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地を「1画地の宅地」とします。
- ※2 「1画地の宅地」は、必ずしも1筆の宅地からなるとは限らず、2筆以上の宅地からなる場合もあり、1筆の宅地が2画地以上の宅地として利用されている場合もあります。
- ※3 「1枚の農地」は、必ずしも1筆の農地からなるとは限らず、2筆以上の農地からなる場合もあり、また、1筆の農地が2枚以上の農地として利用されている場合もあります。
- ※4 いずれの用にも供されていない一団の雑種地については、その全体を「利用の単位となっている一団の雑種地」とします。

<p>(4)地積 (評基通8)</p>	<p>地積は、課税時期における実際の面積によります。</p> <p>(注)したがって、倍率方式で評価するときの固定資産税評価額は次によります。</p> <p style="text-align: center;">その土地の固定資産税評価額 × $\frac{\text{実際地積}}{\text{台帳地積}}$</p>
-------------------------	---

財
産
評
価

土
地

(5)土地の上に存する権利の評価上の区分 (評基通9)

土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価します。
①地上権（借地法に規定する借地権を除く） ②区分地上権 ③永小作権 ④区分地上権に準ずる地役権 ⑤借地権 ⑥定期借地権等 ⑦耕作権 ⑧温泉権（引湯権を含む） ⑨賃借権（⑤⑥⑦及び⑧を除く） ⑩占用権

2. 宅地

(1)評価の方法 (評基通11)

①市街地的形態を形成する地域にある宅地→ **路線価方式**
②①以外の宅地 → **倍率方式**

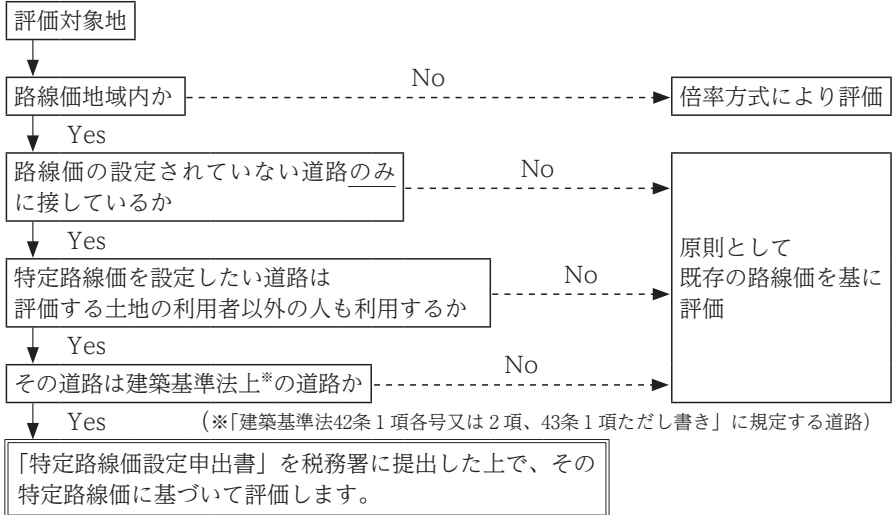
(2)倍率方式 (評基通21、21-2) (②はP.46参照)

①固定資産税評価額×国税局長の定める一定の倍率＝宅地の価額
②倍率地域に所在する評基通20-2の地積規模の大きな宅地である場合
その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離であるとした場合の1㎡当たりの価額（近傍宅地の固定資産税評価に係る標準宅地の1㎡当たりの価額を基に各種補正の適用がないものとして計算します。）を路線価とし、かつ、普通住宅地区に所在するものとして、評基通20-2に準じて計算した価額と①のいずれか低い方の価額が宅地の価額となります。

(3)路線価方式による評価 (評基通13)

路線価方式により評価する宅地の価額は、その宅地の面する路線に付された路線価（公示価格のおおむね80%とされます。）を基とし、次の地域ごとに定められたP.42からP.50までのイ〜ルの補正等を行って算出した価額によって評価します。
なお、路線価が設定されていない場合には、下記の通り、特定路線価の設定を申し出ます。

(特定路線価) (評基通14-3)

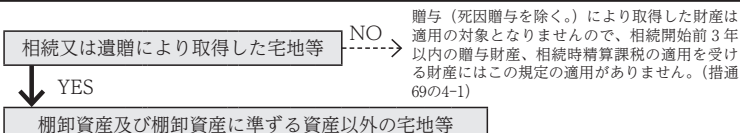


(地区区分) (評基通14-2)

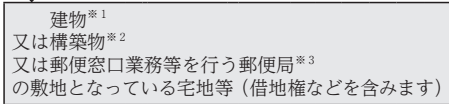
- ①ビル街地区 ②高度商業地区 ③繁華街地区 ④普通商業・併用住宅地区
- ⑤普通住宅地区 ⑥中小工場地区 ⑦大工場地区

■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

1. 適用対象の土地等
(措法69の4、措令40の2②)



(措規23の2①、郵政民営化法180①、措通69の4-27)



- *1 温室など耕作用を除く
- *2 耕作用、採草放牧用を除く
- *3 P.65の8.に記載の要件すべてに該当するものに限る

(措通69の4-3)

• 建物の一部が被相続人の事業の用若しくは居住の用又は郵便局舎の用に供されていた場合には、それぞれの用に供されている部分の床面積がその建物等の総床面積に占める割合を乗じて、以下の按分計算を行います。

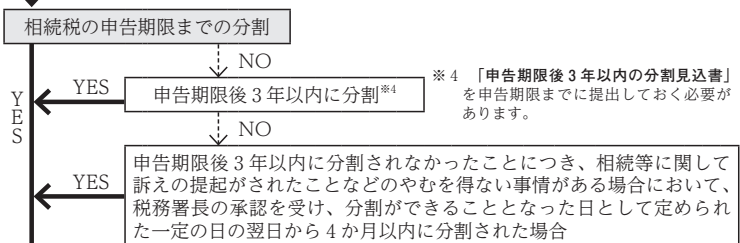
$$\left(\text{その建物等の敷地の用に供されている宅地等の面積} \right) \times \frac{\left(\text{その建物等のうち事業・居住等の用に供されている部分の床面積} \right)}{\text{その建物等の総床面積}} \quad ※$$

※上記算式における「事業・居住等の用に供されている部分の床面積」は、次の算式により計算します。

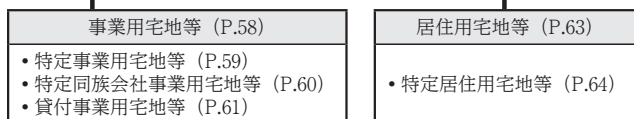
$$\left(\text{その建物等のうち事業・居住等の用に専ら供している部分の床面積 (A)} \right) + \left(\text{その建物等のうち事業・居住等の用とそれ以外の用に併用されている部分の床面積 (B)} \right) \times \frac{\text{(A)}}{\text{(その建物等の総床面積 - (B))}} \quad \text{(A)}$$

• 土地区画整理事業等の施行による仮換地指定に伴い、従前地及び仮換地について使用収益が禁止されている場合で、仮換地を居住用又は事業用に供する予定がなかったと認めるに足る特段の事情がないときは、従前地は小規模宅地等の特例の対象とされます。

(措法69の4④)



(措令40の2⑬⑭)



(措法69の4②)

〈適用対象となる限度面積〉

区分	限度面積		減額割合
① 特定事業用宅地等・特定同族会社事業用宅地等	面積合計400m ² 以下	①と②は併用可 (最大730m ²)	80%
② 特定居住用宅地等	面積合計330m ² 以下		80%
③ 貸付事業用宅地等	①×(200/400) + ②×(200/330) + ③ ≤ 200m ²		50%

財産評価

土地

小規模宅地

2. 事業用宅地等
(措通69の4-4)

相続開始の直前において、被相続人等（被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその親族）の事業の用に供されている宅地等



次に掲げる宅地等

- ① 他に貸し付けられていた宅地等
- ② 被相続人又はその親族所有の建物等で被相続人等の事業の用に供されていたものの敷地となっている宅地等（親族所有の建物等である場合には、被相続人等がその建物等を無償で借りていたものに限ります。有償だと建物はその親族の賃貸用となってしまいます。）

(所基通2-47)

※「生計を一にする」の意義

「生計を一にする」とは必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものでなく、次のような場合にはそれぞれ次によります。

- ① 勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に該当するときは、その親族は生計を一にするものとする。
 - ・日常の起居を共にしていないが、勤務等の余暇には、起居を共にすることを常例としている場合
 - ・親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合
- ② 同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、生計を一にするものとする。

(措令40の2①)

※事業とは

事業と称するに至らない不動産の貸付けで相当の対価を得て継続的に行うもの（準事業）を含みます。（不動産の状況等から考えて通常の対価であれば、不動産所得が赤字でも構いません。）

(措通69の4-5)

※事業用建物等の建築中に相続が開始した場合

次の①②③又は①②④のすべてに該当するものの敷地の用に供されていた宅地等は、事業用宅地等に該当します。

- ① 被相続人等の事業の用に供されていた建物等の移転又は建替えのためその建物等を取壊し又は譲渡したことによる、従前の被相続人の建物等に代わるべき建物等であること。
- ② 被相続人又は被相続人の親族の所有に係る建物等であること。
- ③ 相続開始直前において、その被相続人等のその建物等に係る事業の準備行為の状況からみて、その建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったと認定できること。
- ④ 被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（又はその建物等若しくはその建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続もしくは遺贈により取得した被相続人の親族）が、その建物等を申告期限までに事業の用に供していること。

(措通69の4-6)

※使用人の寄宿舎等

被相続人の営む事業に従事する使用人の寄宿舎等の敷地の用に供されていた宅地等は、事業用宅地等に該当します。（ただし、被相続人の親族のみが使用している場合は除きます。）



事業用宅地等のうち、3. 特定事業用宅地等（P.59）、4. 特定同族会社事業用宅地等（P.60）、5. 貸付事業用宅地等（P.61）に該当すれば、特例の適用が受けられます。

相続税（税額計算等）

■相続開始前3年以内の贈与財産と贈与税額控除

<p>1. 相続開始前3年以内の贈与財産 (法19)</p>	<p>相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前3年以内にその相続に係る被相続人から財産を贈与によって取得したことがある場合。</p>						
	↓						
<p>(相基通11の2-5)</p>	<p>その贈与により取得した財産（贈与税の非課税財産を除きます。）の価額（贈与を受けた時の価額）を相続税の課税価格に加算し、贈与を受けた財産につき課せられた贈与税額は、その者の相続税額から控除します。（ただし、控除する贈与税額が相続税額より多い場合であっても、贈与税は還付されません。）また、相続開始年分の贈与により取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算しますが、贈与税額の課税価格には算入しません。</p>						
受贈者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> <p>相続又は遺贈により財産を取得した者（注1）</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>①贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要 ②贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算（注2） ③納付した贈与税額をその者の相続税額から控除</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>①贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算 ②贈与税の申告は不要</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>上記以外の者</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>左と同じ</p> </td> </tr> </table>	<p>相続又は遺贈により財産を取得した者（注1）</p>	<p>①贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要 ②贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算（注2） ③納付した贈与税額をその者の相続税額から控除</p>	<p>①贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算 ②贈与税の申告は不要</p>	<p>上記以外の者</p>	<p>贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要</p>	<p>左と同じ</p>
<p>相続又は遺贈により財産を取得した者（注1）</p>	<p>①贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要 ②贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算（注2） ③納付した贈与税額をその者の相続税額から控除</p>	<p>①贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算 ②贈与税の申告は不要</p>					
<p>上記以外の者</p>	<p>贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要</p>	<p>左と同じ</p>					
<p>(相基通19-1)</p>	<p>(注1) 相続税の非課税財産のみを相続した場合であっても、贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する必要があります。生命保険金などのみなし相続財産のみを取得した者についても同様です。 (注2) 相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、その贈与により取得した時の時価（相続税評価額）によります。 また、贈与税の基礎控除額以下の贈与のため、贈与税の申告をしなかった場合であっても、この規定により、贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する必要があります。 ※なお、被相続人から生前に贈与された財産であっても、次の財産については加算する必要はありません。 ①贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額 ②直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額 ③直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額 ④直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額</p>						

相続税

生前贈与加算

2. 贈与税額控除
(法19、令4)

相続税額から控除する贈与税額は、次の算式により計算します。

$$\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額}}{\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税の課税価格}}$$

(注) 贈与を受けた年が複数ある場合は、各年分につき上記算式により計算した金額の合計額を控除額とします。(算出相続税額を限度とします。)

3. 贈与税の配偶者控除との関係
(法19②)

(1) 相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額

① 相続開始前3年以内で相続開始の年の前年以前にされた贈与につき、贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた場合には、贈与税の配偶者控除により控除された金額に相当する部分〔特定贈与財産〕は相続税の課税価格に加算しません。
※ 贈与税の配偶者控除は P.216 参照

② 相続開始年分の贈与で、その配偶者が今までに贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けたことがない場合で、かつ、相続税の申告書第14表(期限後申告書、修正申告書を含みます。)又は更正請求書に居住用財産又は金銭の価額を贈与税の課税価格に算入する旨など所定事項を記載し、下記書類を添付したときは、贈与税の配偶者控除の規定を適用した場合に控除される金額に相当する部分〔特定贈与財産〕は、相続税の課税価格に加算しません。(贈与税の申告は必要です。)

(令4②、規1の5)

添付書類	戸籍の謄本又は抄本・戸籍の附票の写し(当該被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限る。)
	当該被相続人から贈与を受けた居住用不動産に関する登記事項証明書

(注) 上記所定事項の記載又は書類の添付がない場合には、特定贈与財産には該当せず、相続開始年分の贈与として相続税の課税価格に算入し、贈与税は非課税となります。

(2) 贈与税額控除額

$$\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額 (配偶者控除額を控除した後の金額)}}{\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税の課税価格 (配偶者控除額を控除した後の金額)}}$$

贈与税（暦年課税）

■納税義務者

1. 個人である納税義務者（法1の4）

贈与者		受贈者		国内に住所			
				あり		なし	
		一時居住者以外	一時居住者	日本国籍			なし
				あり		なし	
		10年以内に住所あり	10年以内に住所なし				
国内に住所	あり	一時居住贈与者	③			④	
		10年以内に住所あり	①	②			
	なし	短期滞在外国人 長期滞在外国人	③ 非居住贈与者			④	
	10年以内に住所なし						

- **一時居住者**とは、贈与の時において在留資格を有する者であって、その贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- **一時居住贈与者**とは、贈与の時において在留資格を有し、かつ、国内に住所を有していたその贈与をした者であってその贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるものをいいます。
- **非居住贈与者**とは、贈与の時において国内に住所を有していなかった、その贈与をした者であって次のものをいいます。
 - (ア) その贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるものであって次に掲げるもの
 - (i) 短期滞在外国人
国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下であるもの（その期間において引き続き日本国籍を有していなかったものに限り、ます。）
 - (ii) 長期滞在外国人
国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超えるもの（その期間において引き続き日本国籍を有していなかったものに限り、ます。）のうち、同日から2年を経過しているもの
 - (イ) その贈与前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有していたことがないもの
- **短期非居住贈与者**とは、贈与の時において国内に住所を有していなかった贈与者であって、贈与前10年以内のいずれかの時において国内に住所を有していたことがあるもののうち、国内に住所を有しなくなった日前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超えるもの（その期間引き続き日本国籍を有していなかったものに限り、ます。）で、同日から2年を経過していないものをいいます。
- 国外に居住する者が短期非居住贈与者から財産を取得した場合には贈

2. 短期非居住贈与者からの贈与の場合の申告（法28⑤⑥⑦）

与税の申告義務はありません。

- その短期非居住贈与者が、国内に住所を有しなくなった日から2年を経過するまでに再入国した場合には、再入国の日の属する年の翌年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。
- また、住所を有しなくなった日から2年を経過した場合（再入国しなかった場合）において、国内財産を贈与により取得していたときは、2年経過日の属する年の翌年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

課税財産		受贈者の住所	
		国内	国外
	国内・国外財産	①居住無制限納税義務者	②非居住無制限納税義務者
	国内財産だけ	③居住制限納税義務者	④非居住制限納税義務者

3. 個人とみなされる納税義務者 (法66)

区分		例	法人税課税	贈与税
人格のない社団等	代表者又は管理者の定めがある社団又は財団	PTA、同窓会等	益金算入	課税
公益法人等	法人税法第2条第6号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人	学校法人 宗教法人等	益金算入	
			相続税・贈与税の不当減少にならない	

■ 贈与による財産の取得時期 (相基通1の3・1の4共8~11)

①口頭による贈与→贈与の履行の時	贈与の日が明確でない場合 所有権等の登記又は登録の目的となる財産→登記又は登録をした日
②書面による贈与→贈与契約の効力が生じた時 (公正証書による不動産の贈与の時期は、公正証書作成の時ではありません。)	
③停止条件付贈与→条件が成就した時	
④農地等の贈与→農地法による許可又は届出の効力が生じた日	許可又は届出の効力が申請書等提出日の属する年の翌年の1/1~3/15までに生じた場合には申請書提出日に贈与があったとして申告してもよい

相続時精算課税制度

1. 概要
(法21の9～21の18)
(令5～5の6)
(規10～12)

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の直系尊属から20歳以上（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上）の推定相続人である子又は孫への贈与について、受贈者の選択により、暦年単位による贈与税の課税方式（暦年課税）に代えて、適用を受けるものです。
贈与時には特別控除額（累積で2,500万円）を超える部分について一律20%の税率による贈与税を納付し、贈与者の相続時には、その贈与財産の価額を課税価格に合計して相続税額を計算し、既に納付した贈与税相当額を控除する仕組みで、相続税・贈与税の一体化措置とされています。

$$\left(\begin{array}{l} \text{特定贈与者} \quad \text{特定贈与者ごとの特別控除額2,500万円} \\ \text{ごとの} \quad - \text{(前年以前に控除した金額があるときは、)} \\ \text{課税価格} \quad \quad \quad \text{その残額} \end{array} \right) \times 20\%$$

2. 適用対象者の要件
(法21の9)

(措法70の2の6)

贈与者	贈与をした年の1月1日において 60歳以上
受贈者	贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上 （令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上）である 子又は孫

- (注) ①推定相続人の判定は、贈与時に行います。
年の中で養子縁組をした場合や父の死亡により祖父の（代襲）推定相続人となった場合には、推定相続人となった時以後の贈与について適用があります。（推定相続人となる前の贈与には適用がありません。）
②養子の数についての制限はありません。
③贈与財産の種類・価額・贈与回数は問いません。（みなし贈与財産についても適用があります。）

3. 適用手続
(法21の9)
(令5)
(規10、11)

(1)適用を受ける場合

- ①相続時精算課税制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に、贈与者ごとの「**相続時精算課税選択届出書**」をその贈与税の申告書に添付して、贈与税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(注) 届出書を提出した受贈者を「相続時精算課税適用者」、その届出書に係る贈与者を「特定贈与者」といいます。

(注) 受贈者ごと、贈与者ごとに、適用を選択します。例えば、父→長男、父→次男、母→長男、母→次男の場合には、それぞれの組合せごとに適用手続が必要です。

②相続時精算課税選択届出書の添付書類

- (i)受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
イ 受贈者の氏名、生年月日
ロ 受贈者が贈与者の推定相続人である子又は孫であること
- (ii)受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類（受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも可。）
※平成7年1月2日以前生まれの者の令和2年1月1日以前の贈与の場合にだけ必要です。

(iii)贈与者の住民票の写しその他の書類（贈与者の戸籍の附票の写しなど）で、次の内容を証する書類（令和2年1月1日以後の贈与については、不要）

イ 贈与者の氏名、生年月日

ロ 贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所（贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも可。）

(相基通21の9-2)

③贈与のあった年の中で贈与者が死亡した場合

①の届出書は、次の(ア)(イ)のいずれか早い日までに、贈与者の相続税の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（相続税の申告書の提出が必要でない場合でも提出します。）

(ア)贈与を受けた年の翌年の3月15日

(イ)贈与者の相続開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日（相続税の申告書にこの届出書を添付して提出します。）

(法21の18)
(令5の6)
(規11②)

④受贈者が届出書を提出しないで死亡した場合の相続人の選択

(i) 死亡した受贈者の相続人・包括受遺者（その贈与をした者を除きます。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の納税地の所轄税務署長に、相続時精算課税選択届出書及び付表を、戸籍謄本など受贈者のすべての相続人を明らかにする書類を添付して提出（相続人が二人以上の場合は、一つの届出書に連署します。）することにより相続時精算課税制度を選択することができます。

(法21の17)

(ii) (i)の届出書を提出した相続人は、死亡した受贈者（適用者）の納税に係る権利義務を承継します。

※ 特定贈与者の死亡以前に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合は、受贈者の相続人・包括受遺者は、その特定贈与者の相続時に、その死亡した受贈者を受遺者とみなし、その受贈財産を特定贈与者の遺贈財産とみなして計算した相続税額から既に支払った贈与税額を控除した税額を納付する（又は還付を受ける）こととなります。

(通法5②③)

※ 死亡した受贈者の相続人が2人以上あるときは、各相続人が承継する相続税の額は民法の規定による相続分により按分します。ただし、死亡した受贈者からの相続によって得た積極財産の価額を限度とします。

※ また、相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務を承継しません。

(2)適用を受けた場合

①相続時精算課税適用者となった場合、その特定贈与者からの贈与については、制度適用年分以降すべて精算課税制度が適用されます。

②相続時精算課税適用者が養子縁組解消などにより推定相続人でなくなった場合でも、その後の特定贈与者からの贈与について精算課税制度が適用されます。

③相続時精算課税適用者が特定贈与者に係る相続を放棄した場合でも、その特定贈与者からの贈与財産については、相続により取得したものとみなされます。

(法21の9⑥)

(3)いったん相続時精算課税適用者になると撤回できません。

法人版 特例事業承継税制（平成30年～令和9年）

平成30年1月1日から令和9年12月31日までの贈与又は相続、遺贈により取得した特例対象非上場株式等について、一般の事業承継税制とは別に、適用要件などが緩和されている特例事業承継税制を適用することができます。本書では特例措置を中心に記載しています。

■特例措置と一般措置の比較

	一般措置	特例措置
事前の計画策定	不要	令和5年3月31日までに特例承継計画の提出が必要
適用期限	なし	令和9年12月31日までの贈与・相続等
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与税：100% 相続税：80%	贈与税：100% 相続税：100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者へ	複数の株主から最大3人の後継者へ
雇用確保要件	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要	理由書を提出することにより緩和
事業継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり
相続時精算課税の適用対象	20歳以上 ^(※) の推定相続人又は孫 (※) 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上	20歳以上 ^(※) の者

■特例事業承継税制における用語

※本書では、各々の制度における用語を便宜上、次表の略語を用います。

贈与税の特例納税猶予	相続税の特例納税猶予	贈与者死亡による切替特例	略語
特例認定贈与承継会社	特例認定承継会社	特例認定相続承継会社	特例会社
特例贈与者	特例被相続人	—	先代経営者等
特例経営承継受贈者	特例経営承継相続人等	特例経営相続承継受贈者	後継者
特例対象受贈非上場株式等	特例対象非上場株式等	特例対象相続非上場株式等	特例対象株式等
特例経営贈与承継期間	特例経営承継期間	特例経営相続承継期間	—

■適用対象となる中小企業者の範囲

※適用対象は会社法上の会社に限定されています。	(円滑化法2、円滑化規1)		主たる事業	資本金の額又は出資の総額(会社)		常時使用する従業員の数(会社・個人)
	1号	製造業、建設業、運輸業その他の業種		3億円以下	又は	300人以下
	2号	卸売業		1億円以下	又は	100人以下
	3号	サービス業		5,000万円以下	又は	100人以下
	4号	小売業		5,000万円以下	又は	50人以下
	5号	一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）		3億円以下	又は
二		ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	又は	300人以下
三		旅館業		5,000万円以下	又は	200人以下

■特例承継計画の提出・確認

<p>(円滑化規16①、17①)</p>	<p>①特例事業承継税制は、原則として平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、会社が会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した特例承継計画を策定し、税理士等の認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、都道府県知事にその確認申請書を提出した場合に限って適用を受けることができます。</p> <p>②特例承継計画の提出時において、後継者は代表者でなくてもかまいません。</p> <p>③平成30年1月1日から令和5年3月31日までに先代経営者が死亡した場合には、円滑化法の認定申請時に特例承継計画を提出することもできます。また、同期間内に贈与があった場合にも、認定申請と同時に特例承継計画を提出することができます。なお、令和5年3月31日までに特例承継計画を提出していなかった場合には、特例制度ではなく一般事業承継税制の適用を検討することになります。</p>
<p>(措法70の7の7、70の7の8)</p>	<p>④特例事業承継税制は、令和9年12月31日までの贈与又は相続・遺贈に適用されますが、この期間内に贈与をして特例制度の適用を受けると、その後に先代経営者が死亡した場合に、相続税の特例納税猶予への切替の特例を受けることができます。</p>

■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

<p>(措法70の7の5①)</p>	
<p>(1)先代経営者等 (特例贈与者) の要件 (措令40の8の5①)</p>	<p>1. 最初の贈与</p> <p>① 贈与の直前において、特例会社の代表権を有していた個人であること。</p> <p>② (先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有している場合は、その贈与の直前において、) 又は (先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及びその贈与の直前の双方において、) 先代経営者及びその同族関係者の有する議決権の数の合計が、総株主等議決権数の50%超であること。</p> <p>③ 先代経営者とその贈与の直前において (先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有していない場合には、代表権を有</p>

個人版 事業承継税制

(個人の事業用資産の贈与税・相続税の納税猶予・免除)

1. 個人版事業承継税制の概要 (措法70の6の8、70の6の10)

青色申告(正規の簿記の原則によるものに限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者(平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。)として経営承継円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、

- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納付が猶予されます。
- ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されます。

2. 特定事業用資産 (措法70の6の8②一、70の6の10②一、措令40の7の8⑥⑦、40の7の10⑥～⑧)

個人版事業承継税制の対象となる特定事業用資産とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業^(注1)の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- | |
|---|
| ① 宅地等(納税猶予対象は400m ² まで) |
| ② 建物(納税猶予対象は床面積800m ² まで) |
| ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
(i) 固定資産税の課税対象とされているもの
(ii) 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
(iii) その他上記に準ずるもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産) |

- (注1) 不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業を除きます。
- (注2) 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- (注3) 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- (注4) 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります。

3. 贈与税の納税猶予及び免除

(1) 納税が猶予される贈与税の計算 (措法70の6の8②三、措令40の7の8⑧)

- | |
|---|
| ① 1年間(1/1～12/31)に贈与を受けた全ての財産(A)について贈与税を計算→本来の贈与税額 |
| ② (A)のうち、特定事業用資産(B)だけについて贈与税の計算→猶予税額 |
| ③ ①-②=納付税額 |

※(B)の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務(事業に関するもの以外の債務であることが明らかなるものを除きます。)の金額を控除します。
※相続時精算課税を適用する場合には、相続時精算課税を選択した贈与

(措法70の2の7)

者ごとに、特定事業用資産の額の合計額から、特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に税率20%を掛けた金額を算出し、その合計額が②の贈与税額（猶予税額）となります。

(措令40の7の8①一、②)

※個人版事業承継税制の適用を受ける場合には、20歳以上（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上）の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の20歳以上（同前）の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

※贈与者が2人以上である場合の納税猶予分の贈与税額の計算

・暦年課税の場合

その年中において贈与により取得をした全ての特定事業用資産の価額の合計額をその年分の贈与税の課税価格とみなして計算します。

この場合において、贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税額は次の算式により計算した金額となります。

$$\text{納税猶予分の贈与税額} \times \frac{\text{贈与者の異なるものごとの特定事業用資産の価額}}{\text{贈与税の課税価格とみなされた額（特定事業用資産の価額の合計額）}}$$

・相続時精算課税の場合

その年中において贈与により取得をした全ての特定事業用資産の価額を特定贈与者ごとに合計した額を、それぞれその年分の贈与税の課税価格とみなして計算します。

(2)資産管理事業等

(措法70の6の8②四、措令40の7の8⑭)

特定事業用資産に係る事業が、資産保有型事業又は資産運用型事業に該当する場合には、個人版事業承継税制の適用を受けられません。

① 資産保有型事業

贈与の日の属する年の前年1月1日から納税猶予に係る期限が確定する日までのいずれかの日において次の算式を満たす場合

$$\frac{B+C}{A+C} \geq \frac{70}{100}$$

A→その事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B→Aのうち特定資産の帳簿価額の合計額

※特定資産とは、有価証券、未使用不動産、ゴルフ会員権、絵画等、貴金属、宝石、現金預貯金、後継者又は後継者の同族関係者に対する貸付金・未収金などをいいます。

C→前5年以内において後継者と特別の関係がある者が、その後継者から支払いを受けた対価又は給与の額のうち所得税法56条又は57条により必要経費不算入とされた金額の合計額

(措令40の7の8⑯、措規23の8⑧③)

(措法70の6の8②五、措令40の7の8⑰)

② 資産運用型事業

贈与の日の属する年の前年1月1日から納税猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年12月31日までの期間内のいずれかの年において次の算式を満たす場合

$$\frac{B}{A} \geq \frac{75}{100}$$

A→その年におけるその事業の事業所得に係る総収入金額

B→Aのうちその事業に係る特定資産の運用収入の合計額